

政府の緊急事態宣言に関する知事コメント（令和2年4月7日）

- 本日、安倍総理から、本日夕方の政府対策本部において、東京都・大阪府・神奈川県など7都府県を対象に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」が出される方針が示された。
- この宣言そのものに関しては、関係する都府県知事の要請も踏まえられ、「感染の拡大防止、あるいは医療体制の強化のために必要な措置をとっていくもの」である、と受け止めている。
- 本県については、緊急事態宣言の対象区域には含まれていないが、これまでの感染状況を踏まえたとき、今後の急速な感染拡大、あるいは爆発的な感染といったことに繋がりにかねないのではないかと、という点に関しては、予断を許さない状況にあると受け止めている。
- このため、この機会に改めて県民の皆様のご協力をいただき、基本的な感染予防の習慣や、いわゆる「3密」の空間を回避するといった、基本的な感染拡大防止のための取り組みのご努力を引き続きお願いする。
何としても、本県において爆発的な感染というような状況に陥ることがないように、さらに全力で取り組んでいきたい。
- 特に、既に先日、県民の皆様に対して、感染が非常に拡大している地域への往来は自粛いただくようお願いをしたところだが、緊急事態宣言が出されることを踏まえ、今回改めてお願いする。
- 今後、例えば就職や進学のために、緊急事態宣言の対象区域から県内に入られ、新たに県民になる方もおられると思うが、そうした方々については、約2週間程度は、不要不急の外出を控えていただきたい。
また、仮に発熱などの感染の疑われるような症状が出た場合には、「新型コロナウイルス健康相談センター」に速やかに相談をいただく、といった対応をお願いする。